

国立大学法人奈良教育大学における公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止等に関する規則

平成27年2月27日  
制 定

改正 平成28年11月17日規則第38号

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人奈良教育大学（以下「本学」という。）における公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止について、責任体制を明確化するとともに必要な事項を定めることにより、公的研究費の不正使用及び研究活動の不正行為の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次のとおり用語の定義を定める。

- 一 「公的研究費」とは、研究活動を遂行する目的で公的資金を財源として国、地方公共団体、独立行政法人及び特殊法人等の公的機関から交付等された経費で、本学の責任において管理すべき経費をいう。
- 二 「公的研究費の不正使用」とは、公的研究費を本来の用途以外の用途に使用すること、虚偽の請求により公的研究費を使用すること、その他法令等に違反して公的研究費を使用することをいう。
- 三 「研究活動における不正行為」とは、研究者倫理に背馳し、研究活動及び研究成果の発表において、その本質ないし本来の趣旨を歪め、研究者コミュニティの正常な科学的コミュニケーションを妨げる行為であって、具体的には次のものをいう。
  - ア 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、捏造、改ざん、又は盗用。
  - イ 二重投稿、不適切なオーサーシップ等の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの。
- 四 「研究者」とは、研究活動に従事する者をいう。
- 五 「研究支援者」とは、研究者を補佐し、その指導に従って研究活動に従事する者をいう。
- 六 「構成員」とは、本学に所属する非常勤を含む、研究者、研究支援者、事務職員、技術職員及びその他関連する者をいう。

(組織)

第3条 公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止を図るため、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者を置く。

(最高管理責任者)

第4条 公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止について、最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

- 2 最高管理責任者は、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者が責任を持って公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止を行うことができるよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止対策を

行うため、国立大学法人奈良教育大学における公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定し、周知しなければならない。

（統括管理責任者）

第5条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止について、本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、理事（総務担当）をもって充てる。

2 統括管理責任者は、公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止対策を行うため、組織横断的な体制を統括する責任者として、第4条第3項で定める基本方針に基づき、国立大学法人奈良教育大学における研究不正防止計画（以下「研究不正防止計画」という。）を策定、実施し、コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者に対策の実施を指示するとともに、当該実施状況を確認し、実施状況を最高管理責任者に報告しなければならない。

（コンプライアンス推進責任者）

第6条 公的研究費の不正使用の防止について、実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、副学長（研究担当）をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める業務を行わなければならない。

一 公的研究費の不正使用の防止対策を行い、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告すること。

二 公的研究費の不正使用の防止を図るため、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員にコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督すること。

三 構成員が公的研究費の不正使用を行っていないか等を監査室と連携してモニタリングし、必要に応じて改善を指導すること。

（研究倫理教育責任者）

第7条 研究活動における不正行為の防止について、実質的な責任と権限を持つ者として研究倫理教育責任者を置き、副学長（研究担当）をもって充てる。

2 研究倫理教育責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める業務を行わなければならない。

一 研究者及び研究支援者を対象に定期的に研究倫理教育を実施すること。

二 学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底していくため、学生に対する研究倫理教育を実施すること。

（構成員の責務）

第8条 研究活動及び公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員は、最高管理責任者が定める国立大学法人奈良教育大学における研究者等の行動規範（以下「行動規範」という。）を遵守しなければならない。

2 前項の構成員は、行動規範等を遵守することを約するため、公的研究費の使用にあたっての誓約書（別紙様式第1号、第2号及び第3号）を最高管理責任者に提出するものとする。

3 研究者及び研究支援者は、定期的に研究倫理教育を受講しなければならない。

- 4 研究者は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料（以下「研究資料等」という。）を適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

（研究資料等の保存期間）

第9条 研究資料等（試料及び標本を除く。）の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後10年間とする。

- 2 試料及び標本の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後5年間とする。
- 3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、法令等により保存期間が規定されるものがある場合には、当該資料については法令等の定める期間に合わせて保存期間を定めることとする。
- 4 外部から研究資料等を受領するにあたり、保存期間に関する契約等が別途ある場合は、当該契約等で定められた期間又は第1項及び第2項に定める保存期間のいずれか長い期間とする。

（研究不正防止推進委員会）

第10条 第1条による公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止を図るため最高管理責任者のもとに研究不正防止推進委員会を置く。

- 2 研究不正防止推進委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。
  - 一 基本方針、行動規範に関すること。
  - 二 研究不正防止計画の策定、推進に関すること。
  - 三 公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止に係る実態の把握・検証に関すること。
  - 四 公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の発生要因に対する改善策を講ずること。
  - 五 コンプライアンス教育に関すること。
  - 六 研究倫理教育に関すること。
- 3 研究不正防止推進委員会は、次の者をもって組織する。
  - 一 統括管理責任者（理事（総務担当））
  - 二 コンプライアンス推進責任者（副学長（研究担当））
  - 三 研究倫理教育責任者（副学長（研究担当））
  - 四 人を対象とする研究倫理審査委員会規則第4条第2項で選出された者 2名
  - 五 監査室長
  - 六 財務に関する事務を所掌する課の長
  - 七 研究に関する事務を所掌する課の長
  - 八 最高管理責任者が指名する者 若干名
- 4 研究不正防止推進委員会に委員長を置き、統括管理責任者（理事（総務担当））をもって充てる。
- 5 研究不正防止推進委員会に関する事務は、財務に関する事務を所掌する課のほか関係課の協力を得て、研究に関する事務を所掌する課において処理する。

（任期）

第11条 前条第3項第八号に掲げる委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委

員に欠員を生じた場合に補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(相談窓口)

第12条 公的研究費にかかる事務処理手続き及び使用に関する相談を受付けるため、経費の使用に関しては財務に関する事務を所掌する課に、その他の事項に関しては研究に関する事務を所掌する課に相談窓口を設置する。

(告発窓口)

第13条 公的研究費の不正使用又は研究活動における不正行為等に関する学内外からの通報窓口については、国立大学法人奈良教育大学における公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の調査等に関する規則（以下「調査等に関する規則」という。）第3条から第6条によるものとする。

(調査委員会)

第14条 公的研究費の不正使用又は研究活動における不正行為等を調査するための調査委員会については、調査等に関する規則第7条から第28条によるものとする。

(内部監査)

第15条 公的研究費の適正な管理等に関する監査（以下「内部監査」という。）は、監査室が実施するものとする。

2 前項の規定は、監事及び外部機関による監査を妨げるものではない。

(内部監査の実施)

第16条 内部監査は、国立大学法人奈良教育大学内部監査規則に基づき、実施するものとする。

2 前項に定めるもののほか、内部監査の実施に関しては、次の各号に掲げる事項に留意して実施するものとする。

- 一 会計書類の形式的要件等の財務情報に対する監査のほか、本学全体の視点から公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止などの体制整備について検証し、必要に応じて改善を促すこと。
- 二 研究不正防止推進委員会と連携し、研究活動上の不正発生要因を把握し、それに応じた効果的かつ実効性のある監査を行うこと。
- 三 監事及び会計監査人との連携を強化した監査を行うこと。

(公的研究費以外の研究費の取り扱い)

第17条 公的研究費以外の本学の責任において管理すべき研究費の取り扱いは、この規則に準じて取り扱うものとする。

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は最高管理責任者が別に定める。

附 則

1 この規則は平成27年2月27日から施行する。

2 国立大学法人奈良教育大学における公的研究費の適正な取扱い等に関する規則（平成19年11月1日制定）は、廃止する。

附 則（平成28年規則第38号）

この規則は、平成28年11月17日から施行する。

平成 年 月 日

## 誓約書

最高管理責任者  
奈良教育大学長 殿

（自 署）

私\_\_\_\_\_は、公的研究費による研究を遂行するに当たり、国立大学法人奈良教育大学における研究者等の行動規範を遵守するとともに下記事項について誓約します。

### 記

1. 奈良教育大学が指定する研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、その内容を理解したこと。
2. 公的研究費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分認識し、奈良教育大学及び研究費等の配分機関が定める関連規則を遵守し、研究活動における不正行為及び研究費の不正使用を行わないこと。
3. 諸規則に違反して不正を行った場合は、奈良教育大学及び研究費等の配分機関の処分並びに法的な責任を負い、その損害を賠償すること。
4. 奈良教育大学が定める期間、適切に研究データを保存・管理すること。

〔作成上の注意〕

1. 本様式は、毎会計年度、公的研究費による研究を遂行する研究者が自ら作成し、研究に関する事務を所掌する課が保管する。
2. 関連規則とは、「国立大学法人奈良教育大学における研究者等の行動規範」、「国立大学法人奈良教育大学における研究不正防止計画」、「国立大学法人奈良教育大学における公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止等に関する規則」をいう。

平成 年 月 日

誓 約 書

最高管理責任者  
奈良教育大学長 殿

（自 署）

私 \_\_\_\_\_ は、公的研究費による研究活動を支援するに当たり、国立大学法人奈良教育大学における研究者等の行動規範を遵守するとともに下記事項について誓約します。

記

1. 奈良教育大学が指定する研究倫理教育を受講し、その内容を理解したこと。
2. 公的研究費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分認識し、奈良教育大学及び研究費等の配分機関が定める関連規則を遵守し、研究活動における不正行為及び研究費の不正使用を黙認したり、加担しないこと。

〔作成上の注意〕

1. 本様式は、毎会計年度、公的研究費による研究活動を支援する研究支援者が自ら作成し、研究に関する事務を所掌する課が保管する。
2. 関連規則とは、「国立大学法人奈良教育大学における研究者等の行動規範」、「国立大学法人奈良教育大学における研究不正防止計画」、「国立大学法人奈良教育大学における公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止等に関する規則」をいう。

平成 年 月 日

誓 約 書

最高管理責任者  
奈良教育大学長 殿

（自 署）

私\_\_\_\_\_は、公的研究費の執行に当たり、国立大学法人奈良教育大学における研究者等の行動規範を遵守するとともに下記事項について誓約します。

記

1. 奈良教育大学が指定するコンプライアンス教育を受講し、その内容を理解したこと。
2. 公的研究費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分認識し、奈良教育大学及び研究費等の配分機関が定める関連規則を遵守し、研究費の不正使用をしないこと。
3. 諸規則に違反して不正を行った場合は、奈良教育大学及び研究費等の配分機関の処分並びに法的な責任を負い、その損害を賠償すること。

〔作成上の注意〕

1. 本様式は、毎会計年度、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員が自ら作成し、研究に関する事務を所掌する課が保管する。
2. 関連規則とは、「国立大学法人奈良教育大学における研究者等の行動規範」、「国立大学法人奈良教育大学における研究不正防止計画」、「国立大学法人奈良教育大学における公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止等に関する規則」をいう。